

(案)

令和2年度における
市民参加対象事項の取組予定に対する
評価結果報告書

安城市市民参加推進評価会議

令和2年 月 日

安城市長 神谷 学 様

安城市市民参加推進評価会議
会 長 加 藤 研 一

令和2年3月12日に市民参加推進評価会議を開催し、令和2年度における市民参加対象事項の取組予定に対する評価結果をまとめましたので報告します。

1 市民参加の対象

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成23年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。条例第6条で次の4項目を市民参加の対象としています。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

2 市民参加の手段

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目の1以上の方法により行うこととしています。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

3 評価結果

令和2年度に市が取り組む予定の市民参加対象事項について、次の評価基準を基評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

評価基準	評価内容		
(1) 市民参加の手法の組み合わせは十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(2) 市民参加の回数等は十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(3) 工夫しているか	○：工夫している	△：まあまあ工夫されている	×：工夫されていない

No.	対象事項	評価結果		担当課
1	自治基本条例の改定	(1)		企画情報課
		(2)		
		(3)		
2	(仮称)安城市情報化推進計画の策定	(1)		企画情報課
		(2)		
		(3)		
3	安城市国土強靱化地域計画の策定	(1)		危機管理課
		(2)		
		(3)		
4	安城市障害者福祉計画の策定	(1)		障害福祉課
		(2)		
		(3)		
5	あんジョイプラン9の策定	(1)		高齢福祉課
		(2)		
		(3)		
6	第2次安城市環境基本計画の策定	(1)		環境都市推進課
		(2)		
		(3)		
7	第2次安城市雨水マスタープランの策定	(1)		土木課
		(2)		
		(3)		
8	安城市生涯学習推進計画の策定	(1)		生涯学習課
		(2)		
		(3)		
9	第2次安城市スポーツ振興計画の改定	(1)		スポーツ課
		(2)		
		(3)		
10	安城市文化振興計画の策定	(1)		文化振興課
		(2)		
		(3)		
11	安城市建築物耐震改修促進計画の策定	(1)		建築課
		(2)		
		(3)		

4 対象事項への意見等

No.1 対象事項名	自治基本条例の改定【企画情報課】
事業の概要	安城市自治基本条例第26条の規定により、5年に1度の検証を実施する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月に施行され、まだ1回しか検証がなされていません。前回平成26年度はワークショップを6回行って検証していますが、まだまだ改善の余地が多く、市民の認知度も低いと感じます。市の最高規範である事を考えれば、今回も検証会議を立ち上げ3、4回程度ワークショップが必要と思います。 理解・啓発イベント等の併用が望まれます。審議会との市民対話集会等。 改正案を出す前に住人参加のワークショップ等を実施して意見を広く求めて欲しいです。 令和元年度で幅広い層の委員にて審議会を6回開催、その中ではグループ討議も実施した上での答申。令和2年度ではパブコメだけでも良いと考えます。

No.2 対象事項名	(仮称)安城市情報化推進計画の策定【企画情報課】
事業の概要	情報化推進計画と「官民データ活用推進基本法」に基づく市町村官民データ活用推進計画として位置付ける計画
意見	<ul style="list-style-type: none"> アンケートによるニーズ把握だけでは、情報化推進にはつながりません。デジタルデバйд対策では高齢者の意見、ペーパーレス化では町内会長などの意見も聴く必要があると考えます。 一宮市のものを見たところ、まちづくりや市民生活に多大な影響があると感じました。アンケートだけでなく、せめてパブコメくらいは行うべきと思います。 情報活用ワークショップ等との併用が望まれます。

No.3 対象事項名	安城市国土強靱化地域計画の策定【危機管理課】
事業の概要	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)に基づき、安城市国土強靱化地域計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> 防災会議とは別の個別審議会も必要であると思います。アンケートは減災まちづくり研究会参加団体や参加していない町内会で実施していただきたいです。災害リスクが高い地域でのワークショップ開催も意見が出てくるのではないのでしょうか。 内閣官房が作成した地域計画策定ガイドラインでも、住民の人命の保護を基本目標とする観点からワークショップを推奨しています。

	<p>防災会議の過去の議事録を確認した限り意見交換した記録は無く、一方的に行政が伝達するだけで、審議会とはとても呼べません。ましてや公募市民も無いようではとても住民の意見を反映できるとは思えません。減災まちづくり研究会の意見はアンケートで十分なので、このメンバーとは別に一般公募でワークショップを行い広く市民の意見を聴取していただきたいです。人命にかかわる事なので丁寧な手順を踏んでいただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2回の会議では不十分で女性が少ないです。防災における女性参加は重要テーマ、半数近くが望ましいです。 ・ 委員の比率差が気になります。
--	--

No.4 対象事項名	安城市障害者福祉計画の策定【障害福祉課】
事業の概要	障害者基本法第11条及び障害者総合支援法第88条並びに児童福祉法第33条に基づき安城市障害者福祉計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉計画策定委員会の公募市民が、一般でなく当事者しか入っていない事は如何なものかと思いますが、手法は概ね十分と思います。パブコメで5件の想定であれば、1回で諮るのでなく2回は審議会で諮って欲しいです。 ・ 令和元年度はアンケート、ワークショップ、審議会を実施、令和2年度はワークショップ、審議会、パブコメ予定とあり、回数、工夫がみられて良いです。

No.5 対象事項名	あんジョイプラン9の策定【高齢福祉課】
事業の概要	介護保険法117条及び老人福祉法20条の8に基づき、高齢者に関する福祉施策全般の方針となる「高齢者福祉計画」及び介護保険事業運営の基本となる「介護保険事業計画」を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会参加の関係者が委員構成に少ないように感じます。 ・ ワorkshopのメンバーを公募してもいいのではないのでしょうか。 ・ 令和元年度はアンケート、ワークショップ、審議会を実施、令和2年度はワークショップ、審議会、パブコメ予定とあり、回数、工夫がみられて良いです。 ・ ワorkshopもしっかり行われて十分であると思います。

No.6 対象事項名	第2次安城市環境基本計画の策定【環境都市推進課】
事業の概要	安城市環境基本条例第9条に基づき、第2次環境基本計画を策定する
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度はアンケート、審議会を実施、令和2年度は審議会、パブコメ予定でおおむね良いですが、ごみ減量推進等のテーマではワ

	<p>ークショップ開催も効果が見込めるのではないのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会委員内訳で、環境省環境カウンセラー、企業代表を入れて欲しいです。 ・ パブリックコメント周知方法として、市公式ウェブサイトを加えて欲しいです。 ・ 十分であると思います。
--	--

No.7 対象事項名	第2次安城市雨水マスタープランの策定【土木課】
事業の概要	これまで取り組んできた雨水対策の課題を整理した上で、最新の知見や市民等の意見を参考に、第2次安城市雨水マスタープランを策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災とりわけ農作物の災害対策という側面からも水田貯留は有効です。農業者（自作・営農者）によるワークショップ開催で協力を得ることが必要であると思います。 ・ 台風・大雨の被害が多発しており、市民の関心は高いと思われます。アンケートを集計した段階で、ヒアリングやワークショップ等も取り入れてみてはどうでしょうか。 ・ 十分であると思います。

No.8 対象事項名	安城市生涯学習推進計画の策定【生涯学習課】
事業の概要	教育基本法第17条2項に基づき、第4次安城市生涯学習推進計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度で実施のアンケートの有効回答率29.3%というのは、内容に工夫の余地があるのではないのでしょうか。 ・ ワorkshopもしっかりと行われおり十分であると思います。

No.9 対象事項名	第2次安城市スポーツ振興計画の改定【スポーツ課】
事業の概要	平成28年から施行の第2次安城市スポーツ振興計画の中間見直しをする。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点施策にラジオ体操の普及啓発とあるのであれば、子ども会役員・学校・老人クラブ等関係者によるワークショップ開催も有効ではないのでしょうか。 ・ 中高生へのアンケートは評価できます。 ・ WEBアンケートも活用し、アンケート回収率を上げてはどうでしょうか。

No.10 対象事項名	安城市文化振興計画の策定【文化振興課】
事業の概要	安城市の文化振興を推進する計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・年度毎の実績は、公開したほうがよいと思います。 ・教育や地域活動と結びつく議論が行われるような工夫が必要です。 ・幅広い意見を集めれる様、ワークショップを実施してみてもどうですか。 ・eモニターによるアンケートの結果が待たれるが、全体のステップは問題ないと考えます。

No.11 対象事項名	安城市建築物耐震改修促進計画の策定【建築課】
事業の概要	市内の住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることにより、都市の防災性を高め、震災から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化はそこに住む人と同様、住宅そのものにも言えます。災害時市民の生命財産に大きな影響を及ぼす計画にも関わらず、審議会での審議もなく市民への積極的なPRも考えられていません。ただ単に惰性で改定が重ねられるだけで、実効性に欠ける計画で忸怩たる思いであります。せめて10月の総合防災訓練で市民説明会くらいは行った後、パブコメを行うべきと思います。 ・パブリックコメント周知の為にチラシだけでなくSNSも利用してみてもどうでしょうか。 ・意見を反映できる余地をチラシで分かりやすく伝えれば可です。 ・現行計画の進捗状況（目標95%に対し実績86.3%）からみて、パブリックコメント実施だけでも、おおむね十分。引き続き、取組みの周知に重点を置いて欲しい。

5 市民参加の推進全般に関するご意見等

<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見が出せるのがアンケートとパブリックコメントしかない（一部の人の声）のが気になりました。余力があるのであればワークショップや説明会を実施し、市民に知ってもらう為にアピールして欲しいと思います。（直接型住民参加の機会を） ・パブリックコメントについて、どこでどんな形で実施されているのか周知されていないような気がします。

6 市民参加推進評価会議について

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2年間の任期で、10名で構成されています。

	氏名	職名	区分
会長	加藤 研一	安城市町内会長連絡協議会 会長	公共的団体
副会長	前田 末子	さんかく21・安城 副会長	市民団体
委員	浅井 紀博		公募市民
〃	蓮池 弓子		
〃	古居 敬子		
〃	松崎 興治郎		
〃	三島 知斗世	特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ 副理事長	学識経験者
〃	日下 礼恵	安城商工会議所青年部 安城元気フェスタ 特別委員長	公共的団体
〃	山下 眞志	安城市市民協働サポータークラブ 副会長	市民活動団体
〃	神谷 輝幸	特定非営利活動法人地球温暖化対策地域協議会 エコネットあんじょう 理事長	

（任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日）